

令和7年 第5回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和7年5月26日
2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時50分 会長代理
5. 議 長 会長 松本 清貴
6. 委 員 出 席 状 況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適化推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃2	斎藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議 参与者 なし

8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 牛込 俊

9. 会議 進行状況

会長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第5回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に5番委員並びに7番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
議長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたし

	<p>ます。3条の番号1について○番の〇〇委員に関係がありますので、審議の間退席をお願いします。</p> <p>3条の番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをご覧ください。番号1 受人 ○〇町〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 ○〇市〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△△△番 地目 畦 468m<sup>2</sup> 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畦 55m<sup>2</sup> 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畦 219m<sup>2</sup> 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畦 524m<sup>2</sup> 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畦 601m<sup>2</sup> 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 689m<sup>2</sup> 計7筆 2, 764m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地1, 447m<sup>2</sup>、借受地0m<sup>2</sup>、貸付地2, 025m<sup>2</sup> 取得状況 昭和54年11月5日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 0 経態 専業 所有機械耕耘機1台 防除機1台 自走草刈機1台 位置 字〇〇地内が農用地区域外 字〇〇地内が農用地区域 自宅と申請地は1kmです。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは字〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>5ページをご覧ください。こちらは字〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。また、受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。受人は現在74歳の方で、〇〇地内で露地野菜の耕作を行い、2人で農業に従事しているとのことです。申請地取得後は米、ネギ、ナスやピーマンなどの露地野菜の栽培を行いたいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人は受人の兄で、平成29年に介護施設へ入所以来農業を行えなくなり、受人が代わって農地を管理されていました。その後相続人全員で協議し、農地を管理している受人に農地を譲渡することで決定したそうです。以上、番号1の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	まず、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。3番委員から補足説明があればお願ひいたします。
3番委員	受人は3人兄弟で、渡人である兄と妹がいます。妹は東京在住で耕作できず、兄は介護施設に入所しており耕作できないため、受人しか耕作できないとのことです。受人は足が不自由なため、奥様と一緒に耕作していきたいとのこ

	<p>とです。</p> <p>また、字〇〇にある農地に関しては、中間管理機構を活用し、農地を貸し出し維持していきたいとのことです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 松久2番	<p>事務局と3番委員の説明のとおり、受人の兄である渡人から受人へ農地を譲渡することは問題ないと思われます。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>3条の番号1の審議が終了しましたので、〇番の〇〇委員に入場をお願いいたします。</p> <p>続きまして、3条の番号2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6ページをご覧ください。番号2 受人 〇〇町〇〇△△△番地 □□ □□      渡人 〇〇町〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 1, 495m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地 0m<sup>2</sup>、借受地 0m<sup>2</sup>、貸付地 0m<sup>2</sup> 取得状況 平成21年5月18日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 0 経態 兼業 所有機械 耕耘機1台 位置 農用地区域外 自宅と申請地は0kmです。</p> <p>7ページをご覧ください。こちらは〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地は受人宅の北側にあります。申請地南側は傾斜しており、法面が崩れてしまっているため、保護を目的に砂利で補修したことです。また、申請地の一部</p>

	<p>に柵が設置されていますが、プランター栽培用に使用しているとのことです。</p> <p>受人は現在48歳、仕事をしながら、今回初めて農地を取得して、2人で農業を従事することです。申請地取得後は、ナス・トマト・ピーマンなどの露地野菜の栽培を行いたいとのことです。また、経験を積み、軌道に乗ったら、作物の種類を増やしていきたいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人が農業を行わないので受人に農地を譲り渡したいとのことです。</p> <p>以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて番号2を審議いたします。7番委員から補足説明があればお願ひいたします。</p>
7番委員	<p>5月18日に受人から現地視察依頼の電話があったので、推進委員東児玉3番を含めて3人で現地視察しました。農地は綺麗に管理されていて、西端に家庭菜園として野菜を植えている状態でした。約2年前に受人が自宅の建築で土地を購入する際、渡人から「(該当の)農地も一緒にどうか。」と話があり、土地の購入に至ったとのことです。</p> <p>該当農地は○○川の角にあり、浸水のおそれがあるため、耕作されていませんでしたが、受人はその状況を承知の上で農地として使いたいと意欲を示していました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 東児玉3番	<p>7番委員と現地を視察しました。受人は兼業農家で、多少ですが野菜を栽培していました。将来は、いろいろ栽培して販売したいと話されていました。昔の該当農地は木々が生い茂っていました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。番号3 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 867m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地11,427m<sup>2</sup>、借受地0m<sup>2</sup>、貸付地4,652m<sup>2</sup> 取得状況 平成25年2月10日 相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 0 経態 専業 所有機械 トラクター1台 耕耘機1台 防除機1台 草刈機1台 軽トラック1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は0.2kmです。</p> <p>9ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地は木々や雑草が繁茂している状況でしたが、申請にあたり現在、木々は伐採されており、農地として使用できることを確認しています。また受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。</p> <p>受人は現在73歳、広木地内でブルーベリー、みかん、ネギの栽培を行い、4人で農業に従事しているとのことです。申請地取得後は、ブルーベリーの栽培を行いたいとのことです。</p> <p>申請理由は、渡人が農業を行わないので受人に譲り渡したいとのことです。以上番号3の案件になります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて番号3を審議いたします。推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久4番	<p>地目では畠となっていますが、現地に行くとほぼ山の状態で、篠や木々が生い茂っていました。畠として想像できる場所ではないですが、受人はブルーベリーの栽培を行っており、該当の農地にブルーベリーを植えて栽培を行うとのことでした。農地再生としては非常に良いことですので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p>

	次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5番委員。
5番委員	私も現地を視察しに行きましたが、山で場所が確定できず、断念しました。それでも農地を綺麗に管理していただけるのであれば、許可して良いと思います。
議長	ありがとうございます。該当の農地は、門を開けて右奥の場所が該当の農地です。
事務局	実際には該当農地の西側に道がありますが、その道も篠だらけで進めない状況で、施設の中を通らないと辿り着けない場所でした。
議長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。
	(農業委員全員挙手)
議長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3条の番号4について事務局より説明をお願いします。
事務局	10ページをご覧ください。ここで議案書に訂正があります。表中の形態欄に「兼業」とありますが、正しくは「専業」です。修正いたします。 番号4 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番地 地目 田 273m <sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地1, 512m <sup>2</sup> 、借受地0m <sup>2</sup> 、貸付地7, 413m <sup>2</sup> 取得状況 昭和49年7月25日 相続 不耕作 無家族数 1 従農数 0 経態 専業 所有機械 トラクター1台 耕耘機1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は0. 1kmです。 11ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 申請地の現在の状況は、ネギやニンニクなどの野菜が栽培されている状況です。受人の耕作地をすべて確認しましたが、違反、耕作放棄地はありませんでした。

	<p>た。</p> <p>受人は現在 79 歳、〇〇地内で米、露地野菜の耕作を行い、1 人で農業に従事しているとのことです。申請地取得後は露地野菜の栽培を行いたいとのことです。</p> <p>申請理由は、渡人が農業を行わないので、受人に農地を譲り渡したいとのことです。以上番号 4 の案件になります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>地目は「田」となっておりますが、現状は畑で野菜を栽培しているとのことです。</p> <p>続いて番号 4 を審議いたします。2 番委員から補足説明があればお願ひいたします。</p>
2 番委員	<p>行政書士から連絡をいただきまして、現地を視察しました。受人の方が今まで管理していて、野菜を栽培していたとのことです。</p> <p>農地は畑として使用しており、綺麗に使っていました。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉 4 番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
事務局	<p>私も現地を視察いたしました。農地は前からお借りしていたのか、綺麗に管理されていました。地目は「田」と栽培されている作物とは異なりますが、水引が大変な場所であると感じました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 4 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	(農業委員全員挙手)
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願</p>

	いします。
事務局長	農地法第3条の番号1、番号2、番号3、番号4の案件につきましては許可と議決されました。
議長	続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>13ページをご覧ください。</p> <p>番号1 受人 ○○都○○区○○△丁目△△番△△号 □□□□株式会社      代表取締役 □□ □□ 渡人 共有名義になります ○○町○○△△△番地      □□ □□ ○○県○○市○○△丁目△△番△△号 □□ □□ 土地の所在      大字○○字○○△△△番 地目 畦 計1筆 572m<sup>2</sup> 転用目的 社員寮      権利内容 所有権 申請内容 317.18m<sup>2</sup> 2階建て 取得状況 □□      □□ 令和4年3月29日 相続 持分2分の1 □□ □□ 平成26年1      0月15日 相続 持分2分の1 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地      農用地区域外 宅地に接続。</p> <p>14ページをご覧ください。○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は、国内従業員数200名、従業員の半数弱が所属する○○○○工場と西日本向けに○○○○工場で製造した自社ブランドの□□□□を全国△△営業所で販売をしいます。</p> <p>現在、○○○○工場ではベトナム人社員が技能実習生として活躍しており、日本人社員と共に町内にある2か所の社員寮で生活しています。しかしながら、多くの従業員が相部屋であり、今後、優秀な人材確保と住環境の向上が必要であることに加え、○○○○工場から○○○○工場に転勤する社員が増加する見込みであるため、第3社員寮の建設を計画したところ、第1社員寮の隣接地という好条件の場所を購入できることになり、今回の申請に至りました。道路接続については、申請地北と西に町道があり、西側道路から水道の取り出しと、下水での排水となります。以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。3番委員から補足説明があればお願ひいたします。

3番委員	<p>企業側より別段お話をいただきていませんが、現地を視察しましたところ、該当農地は畠として利用できない状態でした。そのため、何かに再利用できれば良いと思いましたので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、推進委員松久2番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 松久2番	<p>先日、現地を視察しましたが、草が生い茂っている状況でした。現地を地元企業の社員寮として土地利用するとのことで、町の発展に繋がると思われ、良いかと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
(農業委員全員挙手)	
議長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>
	<p>続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いしま</p>
	<p>す。</p>
事務局	<p>16ページをご覧ください。番号2 受人 ○○市○○△丁目△△番△△号□□□□株式会社 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在大字○○字○○△△△番 地目 畠 計1筆 235m<sup>2</sup> 転用目的 一時転用資機材置場 権利内容 賃貸借権 許可日から令和8年3月31日 申請内容公共工事に伴う資機材置場 取得状況 令和5年10月5日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から15m</p> <p>17ページをご覧ください。○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>こちらは、令和6年12月の総会に諮りました一時転用の更新期限が令和7月末で切れるため、再び更新を行うものです。美里町発注工事町道△級△号線歩道整備工事に伴うガス導管の移設工事を行うにあたり、資材、重機等を置</p>

	<p>くための一時転用申請になります。歩道整備工事は令和7年6月30日で竣工しますが、引き続き□□□□株式会社発注のガス導管の移設工事を受注したことから資機材置場が必要とのことです。農地の上にシートを敷き、その上に鉄板を置き、資材等を置き工事を行い、工事終了後はシート及び鉄板を撤去し農地の状態に戻すとのことです。以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。10番委員から補足説明があればお願ひいたします。</p>
10番委員	<p>今回で5条の申請は3回目ですが、前回と同様、該当地を綺麗に使用されているので、良いと思われます。</p>
議長	<p>次に、推進委員東児玉2番より意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 東児玉2番	<p>10番委員の説明のとおり、今回で3回目の5条申請となります。申請企業の方にいつ工事が完了するかを伺ったところ、令和8年3月31日頃との回答がありました。該当地は、網で囲って綺麗に整理整頓されておりますので、問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願ひいたします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第5条の審議がおわりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>

事務局	<p>農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案の農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>19ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画について審議していただきます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画（案）を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。そのため、本議案では、促進計画（案）のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。</p> <p>農地の貸し借りは、農地所有者と耕作者の利用権設定（相対）で契約を結ぶ貸借方法と、農地所有者と耕作者の間に、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が入り、貸借の契約を結ぶ方法がありましたが、農業経営基盤強化促進法が改正され、今月から原則、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）を入れる貸借契約方法のみと、制度が変わりました。</p> <p>20ページをご覧ください。このページから26ページまでが、農用地利用集積等促進計画の（案）となります。この促進計画案の見方について、左から説明していきます。まずは、中間管理権の設定を行う方の氏名・住所が記載されておりますが、農用地の中間管理権の設定をすでに受けている農用地につきましては、氏名・住所が空欄となっております。その右隣に、賃借権の設定を受ける土地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。次の右隣には、現在、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から賃借権の設定を受けている方の氏名・住所が記載しております。賃借権の設定が新規の場合、こちらの欄は空欄となっています。さらに右隣に、これから農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける方の情報が記載しております。その次の右隣に、設定する権利（期間や借賃など）の内容が記載しております。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画は、賃貸借期間の更新時期を迎えた地域が対象となっており、令和7年8月1日より更新予定です。</p> <p>筆数が多く申し訳ございませんが、ご確認をよろしくお願ひいたします。説明は以上となります。</p>
議長	<p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>質問がないようですから、次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお</p>

	願いいたします。10番委員。
10番委員	令和7年度から農地の賃料が一律になるかと思われますが、賃料が異なるとあそこの農地の賃料は高いから選びたくないという事例が出ると思うので、できれば令和7年度あたりに町全体で集積ができるように賃料の一括制度を設定していただきたいです。地区毎に賃料が異なると、地区を跨ぐ耕作者が出てきた時に困ると思われます。耕作者が借りやすくなり、集積が進むよう、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	<p>ご意見ありがとうございます。ちょうど地域計画を全国で作成しなければならない状況で、町も令和7年3月31日までに13地区で作成しました。地域計画とは、地域毎に10年後を見据えて、その地区で誰が耕作するかを指定する制度です。現在、まとまった農地を借りている耕作者毎に色分けされていますが、その農地を1つの色にしていく考えです。この地域計画は、国から年1回以上は計画の見直しをするよう推奨されており、令和7年度末になると思われますが、地域毎に会議を開催し、飛び地になっている農地をまとめていきたいと考えています。農業委員や推進委員にはお手数おかけしますが、該当地区的会議に出席していただき、意見を出していただければ助かります。</p> <p>実は令和6年度に地域計画を作成する際に、地権者向けの説明会を開催させていただきましたが、地権者が集まらず、集積等が進まない状況にあります。それでも、この説明会を第一歩として毎年計画を更新し、耕作していない人なども説明会に参加していただき、話し合って農地をまとめていければと思っております。10番委員の意見につきましては、地域計画の会議の中で意見を出していくだけだと思います。</p> <p>農地の賃料の一括については、金額を統一したのではなく、推奨金額を設定したものです。農地の賃料は相対のやりとりが発生する関係上、中間管理機構制度の賃借を含め、統一することは難しい状況です。しかし、地権者から高額な賃料を設定されていた農地から耕作者がいなくなった場合、借りる耕作者がいなくなり、探すのが大変になるので、推奨金額に設定できなかったとしても多少前後あるくらいの金額で設定していただきたいと思います。そのため、推奨金額にしなければいけないというものではありません。</p>
推進委員	その推奨金額は、他の自治体でも設定されていますか。

松久 3 番	
事務局長	推奨金額を設定していない自治体もありますが、その場合は相対で賃料を決めることがあります。美里町では、目安となる金額があると良いと考えたので、推奨金額を設定させていただきました。
議 長	他に質問がありましたら挙手をお願いします。推進委員松久 2 番。
推進委員 松久 2 番	26 ページの△△△番の□□□□組合や△△△番の□□□□農産が耕作者となっている農地では、期間借地が設定されており、地権者が空欄で賃借料が0円と記載されていますが、これはどういうことですか。記載の仕方が解かりづらいので、一覧を見やすくしてほしい。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	26 ページの△△△番の□□□□農産の例に基づいて説明します。23 ページの△△番、所有者□□ □□さんの農地は、耕作者□□ □□さんが借りる予定で、賃料は1 haあたり△△△△円です。その農地で、麦栽培を行う際に、11月から6月の間に□□□□農産が借りる設定となっています。1つの農地で2人の耕作者が設定されているため、推進委員松久 2 番が質問されたような記載となっています。 次回は、備考を含めてわかりやすく記載いたします。申し訳ございません。
議 長	他に質問がありましたら挙手をお願いします。10 番委員。
10 番委員	その内容からすると、26 ページにある□□□□農産は、記載されている農地で麦を栽培しなければならないのですか。その一覧に私が借りる農地も記載されていますが、私は期間借地ではなく通年で借りる予定で、麦は栽培しない予定です。一度、□□□□農産に確認を取っていただけますか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。

	事務局 一度、確認を取らせていただきます。
議長	10番委員以外にも、該当農地の耕作者にも確認してみてはいかがですか。また、△△番・△△番にある農地の所有者の□□ □□さんはすでに亡くなっていると思われますが、そのままの掲載でよろしいでしょうか。
事務局	併せて、確認いたします。 △△番・△△番につきましては、所有者の申請書が埼玉県農林公社にありますので、埼玉県農林公社へ確認いたします。
議長	他に質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）については、どう採決いたしますか。
5番委員 ・ 10番委員	質問内容を早急に確認して、その結果、解決したら「意見なし」とすることよいと思います。
議長	それでは、事務局が確認して、解決した場合は「意見なし」、解決しなかった場合は「意見あり」と決定してよろしいでしょうか。
	(「決定でよい」という声多数)
事務局	賛成多数につき、そのように決定します。事務局は確認して、後日報告をお願いいたします。 続きまして、第1号報告事項について、事務局より報告をお願いいたします。  27ページをご覧ください。美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。

	<p>次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（新規）でございます。</p> <p>1番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 34歳 営農類型 露地野菜 計画の概要 キャベツなど5種の作付面積は議案書のとおりです。キャベツ 180から300a ブロッコリー 130から200a カリフラワー 40から50a かぼちゃ 40から60a トウモロコシ 70a 現在の町内耕作地は、600aです。</p> <p>経営改善の方向の概要は、</p> <p>「圃場の集約、天候不順に左右されず、安定して収穫量が見込める露地野菜、稻作栽培に転換していく。臨時雇用を行い、安定して収穫量が見込める野菜に転換を行っていく。災害などに備えて保険等への加入を継続し、コスト削減に向けて専門家の助言を受けながら経営管理を行っていく。補助金・融資等を活用しながら、作業効率を図り、圃場の集約を進めていく。」</p> <p>とのことです。</p> <p>続きまして、次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（更新）でございます。1番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 52歳 営農類型 稲作、麦類作 計画の概要 水稲など3種の作付面積は議案書のとおりです。水稻 900から950a 飼料用イネ 1,200から1,400a 小麦 3,000a 現在の町内耕作地は、大字○○他2,943aです。</p> <p>変更内容の概要は、</p> <p>「遊休化する優良農地を効率的に集積し、経営規模の拡大を図る。栽培管理办法や作業体系の見直しを検討し、生産性及び品質向上と、付加価値を付けた作物の生産と経営管理の合理化を目指す。」</p> <p>とのことです。</p> <p>続きまして、2番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 70歳 営農類型 稲作、露地野菜 計画の概要 水稲など3種の作付面積は議案書のとおりです。水稻 34a ネギ 5から20a その他野菜（落花生、大根、ブルーベリー等 21a 現在の町内耕作地は、大字○○他80.5aです。</p> <p>変更内容の概要は、</p> <p>「生産技術を高め農産物の品質向上及び経営管理の合理化を図る。継続して多種類の露地野菜の生産を行い、農業経営の安定を図る。生産規模の拡大、作業の機械化についても引き続き目指していく。」</p> <p>とのことです。</p> <p>以上で、第1号 報告事項について報告を終わります。</p> <p>議長 これで、議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、</p>
--	--

	<p>お願いいたします。</p>
会長代理	<p>以上をもちまして、第5回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>
事務局	<p><b>【第3号議案の農用地利用集積等促進計画（案）の確認事項について】</b></p> <p>●□□□□農産による期間借地の掲載について 令和7年5月28日に10番委員に以下のとおり報告した。</p> <p>10番委員がご指摘されていました期間借地の件につきましては、町の内容確認不足によるものでした。</p> <p>大規模農家や集落営農組織が麦栽培を行うと、水田活用直接支払交付金の助成を受けられる制度があり、以前から集落営農組織がその制度を活用し組織の構成員である農家の方々が助成を受けられるよう期間借地という形で申請し、麦栽培を行う農家に助成していました。</p> <p>本来であれば、更新時には引き続き麦栽培を行うか申請地の耕作者に確認すべきところ、耕作者が変更になった土地について麦栽培の実施の有無を確認ができていませんでした。</p> <p>今後の対応としては、10番委員の期間借地分を農用地利用集積等促進計画（案）の一覧から削除し、埼玉県農林公社へ再提出する方向で進めます。</p> <p>また、10番委員の他に該当する耕作者にも麦栽培の実施の有無を確認し、耕作者が麦栽培を実施しない意向であれば一覧から削除し、その一覧で「意見なし」として事務処理させていただきます。</p> <p>10番委員は納得し、「意見なし」でよいと思われると回答があつたため、議長へ報告。議長も「意見なし」で問題ないと回答があつたため、「意見なし」で決定。その後、農業委員へ「意見なし」で決定の旨を報告した。</p> <p>●亡くなった所有者の申請について 亡くなった所有者が記載されていた申請について埼玉県農林公社に確認したところ、申請当時に生きており、本人が提出していれば、そのままの記載で問題ないと回答があつた。そのため、農用地利用集積等促進計画（案）の一覧にはそのまま残すこととしたが、該当の方は亡くなっていないことを確認した。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年5月28日

議長

松本清貴

署名委員

中嶋敬子

署名委員

長谷川精一